

# 【新型コロナウイルス感染防護マニュアル】

群馬県立北毛青少年自然の家

※このマニュアルは新しい生活様式を踏まえ、県主催イベント等実施ガイドライン【Ver.6】及び学校再開に向けたガイドライン【改訂版】に準拠しております。

注：青少年教育施設は義務教育諸学校の利用が多く、県主催イベント等実施ガイドライン【Ver.6】に示されているものだけでは対応できないため、学校再開に向けたガイドライン【改訂版】の活用や施設独自の内容も取り入れています。

小中学校等の宿泊体験学習等で利用する場合の健康状態の管理は各学校が徹底して行い、それ以外の施設利用者の健康状態の管理については、各団体の責任者が責任を持って行う。青少年教育施設の主催事業は開催通知、チラシ、HP等で、健康状態申告書に記載されている事項について、確認した上で参加するよう徹底し、検温をしていない方やマスク未着用の方については、参加をお断りすることを徹底する。

## 1) 入館時の体調チェック及び登録・ポリシー周知・手洗い

※次の項目に該当する方へは、施設への入所をお断りする。

- ①発熱の症状がある方（体温37.5度以上）
- ②咳、全身倦怠感等の感冒症状や結膜炎、臭覚障害、味覚障害のある方（咳やくしゃみを伴う喘息など既往歴のある方は除く）

※入所中に発熱や体調不良が見られる場合は、健康観察を学校または入所団体にしっかり行ってもらった上で帰宅させる（帰宅するまでの待機場所を確保しておく）。

### ☆受け入れ事業関係

#### ○学校以外の団体（体温計持参）

- ①体調チェック → 入所団体にお問い合わせする。（健康状態申告書〔様式1〕、健康観察表〔様式2〕の提出） → ②手指の消毒 → ③マスク着用の確認 →
- ④入館 → ⑤ポリシー周知（入所オリエンテーション）

#### ○学校関係（体温計持参）

- ①体調チェック→各学校にお問い合わせする。（健康観察表〔様式2〕） →
- ②手指の消毒 → ③マスク着用の確認 → ④入館 → ⑤ポリシー周知（入所オリエンテーション）

### ★主催事業関係（オープンデー以外は氏名・住所は事前に登録）

- ①体調チェック（健康状態申告書の提出） → ②登録 → ③ポリシー周知 → ④手洗い → ⑤入所
- ・健康状態申告書（様式1参照）の提出
- ※ 既往症（例：咳やくしゃみを伴う喘息、花粉症等）の場合は入所を認める。
- ②入所登録（個人情報の取得）
- ・感染者が出た場合も想定し、濃厚接触者等を追跡調査できるよう徹底した個人情報管理を行う。
- ③入所時の所内行動ポリシー周知

- ・施設利用上の留意事項を事前に参加者に配布し（HP案内含）徹底する。
- ④手洗い
  - ・受付や所内にアルコール手指消毒液、手洗い場に液体石けんを設置し、消毒や手洗いを徹底できるようにする。
- ⑤入所
  - ・以上④までを行った方は、入所を許可する。  
なお、入所後も流し等での手洗いを小まめに行うことを推奨する。
- ⑥入所時の留意事項
  - ・受付では、入所者の間隔が1.5メートル以内とならないよう留意する。

## 2) 適切な環境管理

- ・人を密集させない環境を確保するため、施設に入る人数を定員より少なく定め、人が密集しないよう工夫する。
- ・入所からの退所までの間、マスクを着用する（入浴時等を除く）。  
※マスクは各学校、各団体で準備する。
- ・入所時に手指消毒を徹底する。また、退所するまでの間、適宜消毒・手洗いができるような場を確保する。
- ・換気の悪い密閉空間（宿泊室、会議室、食堂等）にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。換気設備のない場所では、定期的に外気を取り入れる換気を行うよう努める。
- ・起床時、就寝時に体調チェックを最低1日2回以上行う。（入所団体にお願いする）
- ・大きな声を発声させない環境づくり（声援などは控える）を行う。  
※入所式での校歌や所歌の斉唱はマスクを着用した上で行う。  
※声出し等の研修は行わない。（大きな声を出さない）
- ・共有物の管理又は消毒の徹底と参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを施設利用者と連携して定期的（1～2時間に1度程度）に行う。  
※消毒液は入所団体にも持参してもらうようお願いする。
- ・入所時、退所時には玄関に人が密集しないよう、グループに分けて分散させたり、別の場所を開放したりするように工夫する。また、所内では右側通行等決められた場所を歩くようにし、人と人が面と向かう機会を極力減らすよう配慮する。
- ・ある特定の場所に人が集中する可能性がある場合には、そうした場所を開放しないなどの検討を行う。

## 3) 具体的な密集状態の防止対策

- ①主な対策
  - ・入所人数を制限する。（定員より少なく設定する）
    - A棟（45名）
      - ※1～4号室・6～8号室→6名、5号室→3名
    - B棟（58名）
      - ※9～12号室→12名、リーダー室1・2→5名
  - ・宿泊棟の利用は極力1団体にし、同時入所を回避する。1部屋に入る人数を少なくし、密集状態を避けるようにする。
  - ・キャンプ場の入所団体は当面の間、家族限定にする。  
※6家族まで（各炊飯棟2家族まで）。テント、食材、調理器具は持込み。  
希望があれば、ドームテント、調理器具の貸出しは可。

- ・研修室の定員はA棟第1研修室は36名、B棟第2研修室は60名とする。  
※前後の間隔を1m～1.5m取り、席を一つ空けて座るようにする。

## ②具体的な方法

### ●飲食関係

- ・食事の前には全員が手洗いと消毒を徹底する。  
※食事前の消毒は、各団体にお願ひする。(持参したものを使用)
- ・食事の提供は食堂で行う。
- ・食事の配膳は各団体が衛生面に配慮し、盛り付ける。
- ・食事をする際は、1テーブルに4人が座る。パーティションで仕切られているため、向かい合わせに座り、隣の人との間隔を1m程度空けるようにする。また、飛沫をできるだけ飛ばさないよう会話を控え、黙食を徹底する。
- ・食事が終わった人から順次片付ける。(密を避けるため)
- ・利用団体に食事後の清掃、消毒に協力してもらう。

### ●宿泊室関係

- ・宿泊室内においてもマスクを着用して過ごし、過度な近距離での活動や会話をしないように注意する。
- ・常時換気を行う。
- ・就寝時は、顔と顔が近づかないよう、互い違いに寝るようにする。  
※隣の人の呼気が直接かからないようにするため、枕間を2m空ける。

### ●運動関係

- ・体育館については、換気扇の稼働と併せ常時換気ができるよう全ての窓を開放する。
- ・運動活動中は人を密集させない環境の確保、大きな声を発生させない環境づくりを徹底する。
- ・運動活動中もマスクの着用が望ましいが、身体へのリスク(呼吸の確保、熱中症)を考慮し、マスクの着用はしなくてもよい。ただし、以下のことについて留意する。
  - ①感染リスクを避けるために、児童生徒(参加者)間の間隔を十分に確保する。
  - ②活動内容や形態、実施場所等を考慮する。
  - ③軽度な運動を行う場合や児童生徒(参加者)がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定しない。

※ R2.5.21 付「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」スポーツ庁政策課学校体育室からの事務連絡を参考

- ・スポーツ団体等が利用する場合は、各団体の連盟等が定める感染症対策を行い、無理のない活動を行うようにする。

### ●入浴関係

- ・最大入浴定員を設定し、利用団体の人数に応じたグループを作り、入浴するようにする。 A棟風呂→6人 B棟風呂→8人
- ・シャワーは間隔を空けて利用する。(一つおき)
- ・脱衣室での会話は控え、浴室に入る直前までマスクを着用する。

### ●プログラム関係

- ・活動前は手洗い・消毒を徹底する。  
※活動前の消毒は、各団体にお願ひする。(持参したものを使用)
- ・各所のプログラムを提供する際は、3つの条件(密閉、密集、密接)が重ならないように実施方法を検討する。  
※室内プログラムは3つの条件(密閉、密集、密接)が重ならないように特に注意する。

- ※屋外のプログラムにおいても、児童生徒が近距離での活動や会話をしないように注意すること。
- ※テント泊については、当面の間、家族限定とする。

#### 4) 喫煙

- ・感染防止の観点から施設内及びその周辺は禁煙とする。

#### 5) ゴミ

- ・ゴミは基本的に入所団体が持ち帰る。
- ・ゴミを集約する場合は蓋がついていて密閉できるものにする。
- ・感染源となり得る使用済みマスク・ビニル手袋等は取り扱いに注意する。

#### 6) 換気

- ・換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を行うよう努める。特に、換気設備のない部屋は、常時換気やこまめな換気に努める。

#### 7) 事後フォロー

- ・収集した個人情報、目的達成のために利用し、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除き、他に利用及び提供することがない旨を明記する。
- ・参加者には、7日間を目安に1日1～2回程度、発熱の有無を確認してもらうことを依頼するものとする。

#### 【マニュアルの取扱い】

- ・本マニュアルは、令和2年6月2日から適用する。
- ・なお、群馬県内での新型コロナウイルスの感染の広がりや他県の感染状況、新型コロナウイルスに関する最新の知見等を踏まえ、適宜、適用や見直しを行うものとする。

※令和4年4月1日改訂

< 様式 1 >

《健康状態申告書》		令和 年 月 日
①団体名 (学校名)		
②氏名		
③住所		
④保護者氏名	※高校生以下は記入願います。	
⑤体温	.      °C	※利用日当日、朝の体温を記入願います。
⑥発熱、咳、全身倦怠感等の感冒症状	あり ・ なし	
⑦頭痛、下痢、結膜炎、臭覚障害、味覚障害	あり ・ なし	
⑧緊急連絡先	電話 (                      )                      -	
<p>※ 1 収集した個人情報は、目的達成のために利用し、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除き、他に利用及び提供することはいたしません。</p> <p>2 参加者に感染者が出た場合における保健所の聞き取り調査への協力をお願いします。</p> <p>3 濃厚接触者となった場合は、7日間を目安に自宅待機をお願いすることがありますので予めご了承ください。</p>		

< 様式 2 >

様式 2

健康状態観察表

団体：

No.	組	氏名	1日目 ( / )		2日目 ( / )		3日目 ( / )		備考
			朝	夕	朝	夕	朝	夕	
1			℃	℃	℃	℃	℃	℃	
			( )	( )	( )	( )	( )	( )	
2			℃	℃	℃	℃	℃	℃	
			( )	( )	( )	( )	( )	( )	
3			℃	℃	℃	℃	℃	℃	
			( )	( )	( )	( )	( )	( )	
4			℃	℃	℃	℃	℃	℃	
			( )	( )	( )	( )	( )	( )	
5			℃	℃	℃	℃	℃	℃	
			( )	( )	( )	( )	( )	( )	
6			℃	℃	℃	℃	℃	℃	
			( )	( )	( )	( )	( )	( )	
7			℃	℃	℃	℃	℃	℃	
			( )	( )	( )	( )	( )	( )	
8			℃	℃	℃	℃	℃	℃	
			( )	( )	( )	( )	( )	( )	
9			℃	℃	℃	℃	℃	℃	
			( )	( )	( )	( )	( )	( )	
10			℃	℃	℃	℃	℃	℃	
			( )	( )	( )	( )	( )	( )	
11			℃	℃	℃	℃	℃	℃	
			( )	( )	( )	( )	( )	( )	
12			℃	℃	℃	℃	℃	℃	
			( )	( )	( )	( )	( )	( )	
13			℃	℃	℃	℃	℃	℃	
			( )	( )	( )	( )	( )	( )	
14			℃	℃	℃	℃	℃	℃	
			( )	( )	( )	( )	( )	( )	
15			℃	℃	℃	℃	℃	℃	
			( )	( )	( )	( )	( )	( )	
16			℃	℃	℃	℃	℃	℃	
			( )	( )	( )	( )	( )	( )	
17			℃	℃	℃	℃	℃	℃	
			( )	( )	( )	( )	( )	( )	
18			℃	℃	℃	℃	℃	℃	
			( )	( )	( )	( )	( )	( )	
19			℃	℃	℃	℃	℃	℃	
			( )	( )	( )	( )	( )	( )	
20			℃	℃	℃	℃	℃	℃	
			( )	( )	( )	( )	( )	( )	

※ 1. 上段：体温、下段：特記事項 No. 1. 発熱 2. 咳 3. その他

※ 2. 備考欄：既往症等留意事項があれば記載してください。